

入札監理小委員会における審議結果報告
検査用機械器具の保守管理業務（関東・中部・北陸信越検査部）

独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）の表記業務について、当該民間競争入札実施要項の変更（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 前回までの対応

○平成 28 年 4 月より事業開始予定で 平成 28 年 2 月 に開札を行ったところ、3 検査部とも予定価格を下回る応札がなく不調となる。

○応札業者等からヒアリングしたところ、事業期間が長いことから「近年増加している人件費、工賃等を考慮すると入札額を高くしなければならない」という声があり、「実施期間を短縮」し 2 回目の入札を 平成 28 年 9 月 に実施し開札したものの再度不調となる。

（関東・中部：5 年→2 年半、北陸信越：2 年→1 年半）

○再度応札業者等からのヒアリングにより、事業期間の長さ以外に「複数の事務所で実施日が重複すると人の手配が厳しい」「校正等を受ける際の調整に管理費がかさむ」との意見が得られた。

これに対応するため、「平成 29 年 4 月から期間を各部 2 年とし」、「関東地区を 2 地区に分割」、「3 検査部とも検査機器の校正業務を対象事業から削除」という変更を行い、平成 29 年 3 月 に開札を行うも再再度不調となる。

2. 今回の対応

○応札業者からのヒアリングでは、「検査用機械器具の点検は特殊な作業であり、作業工賃が高い技能者の作業による積算となることから入札額を高く設定せざるを得ない、また専門性の高い業務であり、付加的に実施する業務の工数についても考慮して欲しい。」とのことであった。

○しかし、機構側は「応札業者は点検が特殊な作業との見解を有しているものの、仕様は違うが指定工場等にある検査用機械器具の点検は自前の自動車整備士が行っていることから、機構としては検査用機械器具の点検を一般的な機械作業と認識しており、当方の作業工賃は市場価格等を加味した妥当な金額と考えている。」と相反する見解である。

○機構の対応策としては、

- ・実施期間については変更することにより積算が変わることによる混乱を防ぐため、2 カ年という期間は変えない。
- ・潜在的な応札者を発掘し訪問説明等を行うとともに、既存応札者に対しても同様に訪問説明を行う。
- ・また、説明の中で当業務及び実施要項に求めている業務は積算根拠に含まず、適切な入札額を算出できるようにするなど入札条件への理解を高めてもらい、入札に参

加してもらえよう努める。

- ・ 予定価格についてはその時の市場価格等を加味し設定をしており、今回も同様の考え方により設定する予定。
- ・ 実施要項の一部明確化。
- ・ なお、前回審議において提案のあった事業規模の見直しについては、「当該事業が複数の業務を一括して契約することにより契約事務を軽減することにもメリットを見出しており、更に、これ以上の実施範囲の細分化等の事業規模の大幅な見直しについては、管理コストの増加等により、良質かつ低廉な公共サービスの実現が困難になる恐れがあることから見送ることとしたい。」とのことである。

3. 今回の対応案に対する事務局意見

- 3回の不調を経た上での対応案であるが、これまでの経緯から次回の入札が成立するかは疑問であるところ。
- また、推察される不調の主な原因が機構と事業者の価格面での相違であることから、これ以上の実施要項変更による解決余地が低いところである。
- 機構においては、現在「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」及び閣議決定に基づく市場化テストが実施出来ていないという危機意識をもち、次回入札までに新たな事業者を開拓するなどの積極的な対応を切に望むところである。

4. 審議結果について

- なお、入札監理小委員会において機構及び国土交通省より「次回の入札で再度同様の事態となった場合は、事業単位の見直し等を含めた抜本的な見直しをおこなう。」との発言を受けているところであり、今後の入札結果を注視して参りたい。

※参考：これまでの経緯

○関東検査部 平成19年度に事業選定（市場化テストは3期目）

第1期：平成21年6月～平成23年3月までの1年10ヶ月間

（第1期目は3回の入札を行ったが不落のため随契→結果テストせず）

第2期：平成23年4月～平成28年3月までの5年間

（第2期目の入札参加者は2者）

第3期：平成28年4月～平成33年3月までの5年間→不落1回目

平成28年10月～平成31年3月までの2年6ヶ月間→不落2回目

関東1：平成29年4月～平成31年3月までの2年間→不落3回目

関東2：平成29年4月～平成31年3月までの2年間→不落3回目

関東を2分割

関東1：平成29年10月～平成31年9月までの2年間→？

関東2：平成29年10月～平成31年9月までの2年間→？

○中部検査部 平成25年度に事業選定（市場化テストは2期目）

第1期：平成26年4月～平成28年3月までの2年間

（第1期目の入札参加者は2者）

第2期：平成28年4月～平成33年3月までの5年間→不落1回目

平成28年10月～平成31年3月までの2年間6ヶ月間→不落2回目

平成29年4月～平成31年3月までの2年間→不落3回目

平成29年10月～平成31年9月までの2年間→？

○北陸信越検査部 平成25年度に事業選定（市場化テストは2期目）

第1期：平成26年4月～平成28年3月までの2年間

（第1期目は入札を2回行ったが不落であったため、事務所毎に入札を実施、

第1期目の入札参加者は2者→結果テストせず）

第2期：平成28年4月～平成30年3月までの2年間→不落1回目

平成28年10月～平成30年3月までの1年間6ヶ月間→不落2回目

平成29年4月～平成31年3月までの2年間→不落3回目

平成29年10月～平成31年9月までの2年間→？